

発行所：Be Ambitious 社会保険労務士法人  
〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 1 3-2  
オーチャー小網町ビル 1 階・6 階  
TEL：03-6661-6597 FAX：03-6661-6598

MAIL:gyoumu@sr-iino.com

URL: <https://www.sr-iino.com/>



## 令和 7 年 4 月 1 日から

### 雇用保険 高年齢雇用継続給付の支給率が変更となります

令和 7 年 4 月 1 日から雇用保険の雇用継続給付の高年齢雇用継続給付の支給率が変更となります。今回は、高年齢雇用継続給付についてご説明します。

#### ■変更の内容

変更の内容は、**支給率**となり、最大 15%から最大 10%への変更となります。

#### 令和 7 年 4 月 1 日以降の支給率

各月に支払われた賃金の低下率	賃金に上乗せされる支給率
64%以下(61%以下)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)
64%超75%未満 (61%超75%未満)	各月に支払われた賃金額の10%(15%)から0%の間で、賃金の低下率に応じ、賃金と給付額の合計が75%を超えない範囲で設定される率
75%以上	不支給

※ ()内は令和7年3月31日以前の低下率・支給率です。  
※ 支給限度額・最低限度額の取り扱いに変更はありません。

#### ■変更の対象者

対象となる方は、

**令和 7 年 4 月 1 日以降に 60 歳に達した日を迎えた方**

(その日時点で被保険者であった期間が 5 年以上無い方はその期間が 5 年を満たすこととなった日) が対象です。

「達した日」とは、誕生日の前日を言います。

また、すでに高年齢雇用継続給付を受給している方 (令和 7 年 3 月 31 日以前に 60 歳に達した日を迎えた方) は**対象外**となります。

## ■ 高年齢雇用継続給付とは

次に、高年齢雇用継続給付についてご説明します。

高年齢雇用継続給は、雇用保険の被保険者が、60歳に達した日時点に比べ、賃金が75%未満に低下した状態で働き続ける場合に支給される給付金で、60歳以上65歳未満の期間に支給されます。

従業員が60歳を迎えると定年を迎え、引き続き継続雇用となりますが、賃金が、低下することが一般的です。高年齢雇用継続給付は、賃金低下をカバーする主旨で、高齢者の就業意欲を維持、喚起し、65歳までの雇用の継続を援助、促進することが目的としています。

また、高年齢雇用継続給付には「高年齢雇用継続**基本給付金**」と「高年齢**再就職給付金**」の2種類あります。

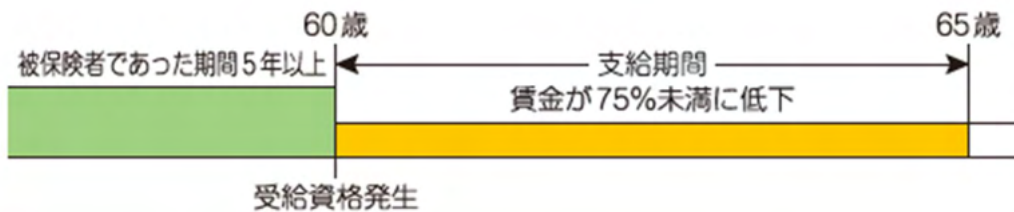
### ① 支給の要件対象者

高年齢雇用継続給付を受給するための要件は

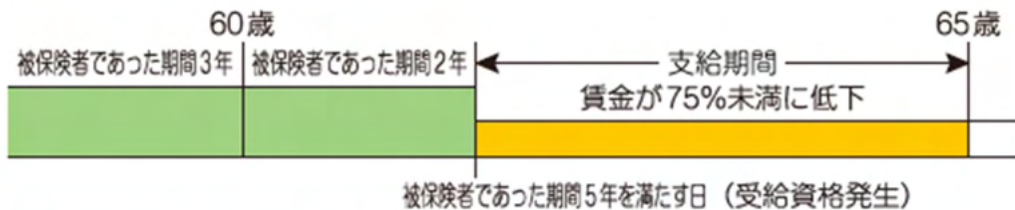
- ① 60歳以上65歳未満の雇用保険一般被保険者であること
- ② 被保険者であった期間が5年以上あること
- ③ 原則、60歳時点と60歳以後の賃金と比較して60歳時点の75%未満となっていること
- ④ 高年齢再就職給付金については、再就職の前日における基本手当支給残日数が100日以上であること

以上の要件を全て満たす必要があります。

### ※高年齢雇用継続基本給付金の図例



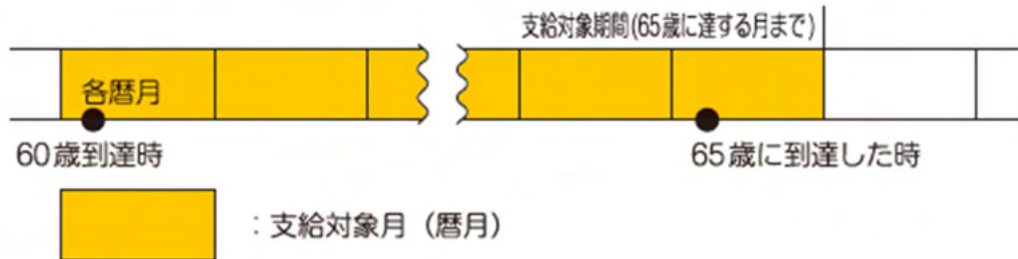
### ※60歳到達時点では支給対象者でなくとも、後に支給対象者となる場合



→この場合、受給資格が発生した時点の賃金月額と比較することになります。

## ② 支給期間

「高年齢雇用継続**基本給付金**」は、60歳に到達した月から65歳に到達した月までとなります。ただし、その月の初日から末日まで、雇用保険の被保険者であることが必要です。この期間内にある各暦月のことを「**支給対象月**」と言います。



「高年齢**再就職給付金**」は、基本手当支給残日数（再就職日の前日時点）が200日以上の場合、再就職日より2年を経過する月まで、100日以上200日未満の場合は、1年を経過する月までとなります。ただし、65歳に達した場合は、この期間にかかわらず、65歳到達した月までです。

## ③ 支給金額

支給額は、各支給対象月ごとに、その月に支払われた賃金の「**低下率**」に応じて次の計算式により算出された金額となります。

・低下率の計算式

$$\text{「低下率」(％)} = \frac{\text{支給対象月に支払われた賃金額}}{\text{「賃金月額」}} \times 100$$

### イ) 低下率が**64%以下**の場合

$$\text{支給額} = \text{支給対象月に支払われた賃金額} \times \mathbf{10\%}$$

### ロ) 低下率が64%を超えて75%未満の場合

$$\text{支給額} = \text{支給対象月に支払われた賃金額} \times (\mathbf{10\%から一定割合で逡減する率})$$

### ハ) 低下率が**75%以上**の場合

**不支給**



#### ④ 具体例

例えば

- ・ 60 歳到達時の賃金月額 30 万円
- ・ 対象月に支払われた賃金 15 万円

の場合

- ・ 低下率は  $15 \text{ 万円} \div 30 \text{ 万円} \times 100 = 50\%$

となります。

「イ）低下率が 64%以下」 に該当し 支給率は 10%となりますので  
 $15 \text{ 万円} \times 10\% = 15,000 \text{ 円}$ が支給される高年齢雇用継続給付となります。

## 【Be Ambitious からのお知らせ】

### 【年末年始のお知らせ】

2024 年 12 月 28 日(土)から 2025 年 1 月 5 日(日)は 年末年始休業とさせていただきます。  
新年は 2025 年 1 月 6 日(月)9:30 からの営業となります。何卒よろしくお願い申し上げます。

